

NICOCA(にこか)サービス条項

2022年4月1日改定
株式会社ヤマザワ

第1条(目的)

本条項は、株式会社ヤマザワ(以下、「当社」という)及びNICOCA(にこか)加盟店(以下、「加盟店」という)が発行するポイントカードに付帯する、当社が管理するNICOCA(にこか)サービスについて規定するものであり、NICOCA(にこか)会員(以下、「会員」という)が、NICOCA(にこか)付きカードを使用して、NICOCA(にこか)電子マネーを利用するにあたり本条項が適用されるものとします。

会員が、当社または加盟店所定の申込書へ署名またはNICOCA(にこか)付きカードへ初めてチャージした時点で、本条項を承諾されたものとします。尚、NICOCA(にこか)サービスに付随または関連して当社または加盟店が提供するサービスについては、本条項と併せて当社または加盟店が別に定める規約が適用されるものとします。

また、当社または加盟店の当該規約と本条項が相違する場合は、本条項の定めが優先して適用されるものとします。

第2条(定義)

本条項における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- 「NICOCA(にこか)電子マネー」とは、当社が発行しNICOCA(にこか)付きカードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- 「NICOCA(にこか)付きカード」(以下、「カード」という)とは、会員がNICOCA(にこか)電子マネーを管理及び利用する為のカードで、NICOCA(にこか)機能が付帯され、また本条項末尾に記載されているNICOCA(にこか)マークを付したカードをいいます。
- 「NICOCA(にこか)機能」とは、NICOCA(にこか)サービスを受けられる機能のことをいいます。
- 「NICOCA(にこか)サービス」とは、会員が当社に対し、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品(以下、「商品等」という)の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりカードにチャージされたNICOCA(にこか)電子マネーを利用することで、当社及び加盟店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- 「NICOCA(にこか)会員」とは、当社または加盟店所定の申込書において本条項を承諾の上 申し込まれた方で、当社が当該カードへNICOCA(にこか)機能を付帯した方をいいます。
尚、申し込みの時点で15歳以下の方は、入会の申し込みに親権者の同意が必要となります。
入会の申し込み時に氏名、生年月日、電話番号等の届け出がなくても入会を認める場合がありますが、その場合に会員は当社が提供するサービスの一部を受けることができない場合があることを承諾するものとします。
- 「チャージ」とは、第4条に定める方法により、会員がカードへNICOCA(にこか)電子マネーを加算することをいいます。
- 「NICOCA(にこか)残高」とは、会員が利用可能なNICOCA(にこか)電子マネーの額をいいます。

第3条(不正使用等の禁止)

会員は、カードの偽造、変造、改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

第4条(チャージ)

- 会員は、レジやサービスカウンター等、当社及び加盟店所定の場所、方法にて、1,000円単位でチャージすることができるものとします。
- 会員は、1枚のカードに対して、NICOCA(にこか)残高が50,000円を超えるチャージはできないものとします。

また、1回あたりのチャージ額は49,000円までとします。

第5条(NICOCA(にこか)サービスの利用)

- 会員は、当社または加盟店でNICOCA(にこか)サービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができるものとします。
但し、商品券その他の金券類、はがき、切手、印紙類、その他当社または加盟店が別途定める一部商品等については利用できません。
- 会員が、当社または加盟店でNICOCA(にこか)サービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、NICOCA(にこか)残高から商品等の購入または提供額を差し引くことにより、現金で商品等の購入または提供額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- 会員は、当社または加盟店において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社の定める方法により、現金とNICOCA(にこか)電子マネーを併用できるものとします。
また、NICOCA(にこか)残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社または加盟店が定める方法により支払うものとします。
- 会員が、当社または加盟店において、商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるカードの枚数は、1枚に限りです。
- 会員は、NICOCA(にこか)サービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるNICOCA(にこか)残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。
万が一 誤りがある場合には、その場で当社または加盟店に申し出るものとします。
その場で申し出がなされない場合には、会員は当該NICOCA(にこか)残高について誤りがないことを承諾したものとします。

第6条(NICOCA(にこか)残高)

- NICOCA(にこか)残高は、NICOCA(にこか)サービス利用時のレシート、NICOCA(にこか)モバイルサイト(携帯サイト)、本条項末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて照会することができるものとします。
- 最後にNICOCA(にこか)サービスを利用した日、及び最後にチャージした日は、NICOCA(にこか)モバイルサイト(携帯サイト)、本条項末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて照会することができるものとします。

第7条(会員資格の有効期限・会員資格喪失後の残高取扱)

会員は、最後にNICOCA(にこか)サービスを利用した日または最後にチャージした日から5年後の日が属する月の末日をもって、自動的に会員資格を喪失するものとします。

但し、NICOCA(にこか)残高があった場合には、新たにカードに入会いただいた上で、新しいカードへNICOCA(にこか)残高を移行する事ができるものとします。

第8条(NICOCA(にこか)電子マネーの合算)

会員は、当社が認めた場合を除き、NICOCA(にこか)電子マネーを他のカードに移行することはできないものとします。

第9条(NICOCA(にこか)サービスの利用ができない場合)

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、NICOCA(にこか)サービスを利用すること、並びにNICOCA(にこか)残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

- 当社または加盟店のNICOCA(にこか)サービスを提供するシステムに故障が生じた場合、及びシステム保守管理等の為にシステムの全部または

一部を休止する場合

- (2) カードの破損、または当社または加盟店の機器の故障、停電その他の事由による使用不能の場合
- (3) その他やむを得ない事由のある場合

第10条(換金等不可)

第16条の場合を除き、NICOCA(にこか)電子マネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

第11条(カードの破損、汚損、磁気不良時の再発行等)

カードが再発行された場合、当社所定の方法で照会されたNICOCA(にこか)残高が再発行されたカードに引き継がれるものとします。

第12条(カードの紛失、盗難等の再発行)

- (1) 会員は、紛失、盗難等によりカードをなくした場合、すみやかに当社もしくは加盟店まで連絡し、利用停止措置の手続きを行うものとします。
その後、所定の方法によりカードの再発行の申込みができるものとします。
- (2) 会員がカードの紛失、盗難等を申し出てから、当社による利用停止措置が完了するまで一定期間を要することを、会員は承諾するものとします。
尚、利用停止措置が完了する以前に、NICOCA(にこか)残高を第三者により利用された場合、またはその他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 紛失、盗難等によりカードが再発行された場合、当社によるカードの利用停止措置が完了した時点のNICOCA(にこか)残高が、再発行されたカードに引き継がれるものとします。
- (4) 紛失、盗難等によるカード再発行時の再発行手数料は、当社または加盟店のカード会員規約に準ずるものとします。
- (5) カードの再発行後、会員が喪失したカードを発見した場合、会員は発見したカードを遅滞なく当社または加盟店に返還するものとします。

第13条(NICOCA(にこか)加盟店との紛議)

- (1) 会員がカードを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と加盟店との間で解決するものとします。
- (2) 前項の場合においても、会員は当社及び当該加盟店に対し、NICOCA(にこか)電子マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第14条(個人情報の取得・利用)

会員(本条においては、NICOCA(にこか)サービスの申し込みをしようとする方を含みます)は、氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス等、会員が申し込み時に当社または加盟店に届け出た事項、及びNICOCA(にこか)サービスの利用履歴等の情報(以下、「個人情報」という)を、必要な保護措置を行った上で収集、利用することに同意するものとします。

詳細は、当社または加盟店がカード会員規約に定める「個人情報の取得・管理・利用・提供に関する条項」によるものとします。

第15条(条項の変更)

- (1) 当社及び加盟店は、所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本条項を変更することができるものとします。
また、当該告知後、会員がチャージ、NICOCA(にこか)サービスを利用した商品等の購入、NICOCA(にこか)残高の照会をした場合には、当社は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- (2) 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく1ヶ月が経過した場合には、当社は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第16条(NICOCA(にこか)サービスの終了)

- (1) 当社及び加盟店は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、NICOCA(にこか)サービスを全面的に終了することができるものとします。
①社会情勢の変化 ②法令の改廃 ③その他当社のやむを得ない都合による場合
- (2) 前項の場合、法令に基づき、会員は当社の定める方法により、NICOCA(にこか)残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。
但し、当社及び加盟店が前項の通知を行ってから2年経過した場合には、会員は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを承諾するものとします。

第17条(制限責任)

第9条に定める理由及びその他の理由により、会員がNICOCA(にこか)サービスを利用することができないことで当該会員に生じた損害等については、当社及び加盟店はその責任を負わないものとします。

(当該不利益または損害が、当社及び加盟店の故意または重過失による場合を除きます。但し、逸失利益については、当社及び加盟店はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。)

第18条(通知の到達)

当社及び加盟店が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社及び加盟店は会員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を送付すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろう時に到達したものとみなします。

第19条(業務委託)

当社は、本条項に基づくNICOCA(にこか)サービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第20条(合意管轄裁判所)

会員は、本条項に基づく取引に関して、当社及び加盟店との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを、承諾するものとします。

【NICOCA(にこか)付きカードに付される にこかマーク】



【NICOCA(にこか)電子マネーに関するご相談窓口】

株式会社ヤマザワ
〒990-8585 山形県山形市あこや町3丁目8番9号
023-631-2211